急傾斜地崩壊危険区域の指定 岐 目 告 示 次 砂 防 課 _;

> 外 (--)平 成三十一年 一 月二十二日

号

岐阜県告示第十六号

告

示

条第一項の規定により、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三 急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、 同条第三項

の規定により告示する。

平成三十一年一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肈

下呂市小川 とおりとする。 び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示す 次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及

字小洞 字落合 〇二二番

奥

井

屋

四四六番三三 四号

一号及び二号

000番 三六一番一 七号 五号及び六号

字井口

〇〇〇番三 〇一四番 九 八 号 号

所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。 「「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務

平成三十一年一月二十二日

毎週 (金曜日)

阜

県

公 報

号 外

発行